

議案第25号 説明資料

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第20号)				○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第20号)			
第 1 条～第 8 条 略				第 1 条～第 8 条 略			
(使用料)				(使用料)			
第 9 条 略				第 9 条 略			
2 前項の規定にかかわらず、占有物件に係る占有の期間が 1 月未満であるものについては、別表第 3 により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。				2 前項の規定にかかわらず、占有物件に係る占有の期間が 1 月未満であるものについては、別表第 3 により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。			
第10条～第20条 略				第10条～第20条 略			
別表第 1 及び別表第 2 略				別表第 1 及び別表第 2 略			
別表第 3 (第 9 条関係)				別表第 3 (第 9 条関係)			
<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>金額</u>	<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>金額</u>
公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。		公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。	
公園施設を管理する場合				公園施設を管理する場合			
電柱等	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	<u>530円</u>	電柱等	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	<u>310円</u>
	第 2 種電柱		<u>820円</u>		第 2 種電柱		<u>480円</u>
	第 3 種電柱		<u>1, 100円</u>		第 3 種電柱		<u>650円</u>
	第 1 種電話柱		<u>480円</u>		第 1 種電話柱		<u>280円</u>
	第 2 種電話柱		<u>760円</u>		第 2 種電話柱		<u>450円</u>
	第 3 種電話柱		<u>1, 000円</u>		第 3 種電話柱		<u>620円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>5 円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>3 円</u>

現 行 条 例					改 正 条 例				
	地下電線その他地下に設ける線類			3 円		地下に設ける電線その他の線類			2 円
	地上に設ける変圧器		1 個につき 1 年	470円		地上に設ける変圧器		1 個につき 1 年	270円
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	290円		地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	170円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個につき 1 年	950円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個につき 1 年	560円
		パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局		310円			P H S 無線基地局		168円
地下埋設物等	水管・下水道管・蒸気管・マンホール・電力管・通信管・直埋ケーブル・ガス管（次の項に掲げるものを除く。）	外径0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	20円	地下埋設物等	外径0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	12円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29円		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			17円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43円		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			25円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57円		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			34円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86円		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			50円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			67円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			120円

現 行 条 例					改 正 条 例										
	<u>ガス管（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第9条に規定するものに限る。）</u>	<u>外径0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>		<u>290円</u>		<u>外径0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>		<u>170円</u>							
		<u>外径1メートル以上のもの</u>		<u>570円</u>		<u>外径1メートル以上のもの</u>		<u>340円</u>							
		<u>外径0.07メートル未満のもの</u>		<u>14円</u>											
		<u>外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</u>		<u>20円</u>											
		<u>外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>		<u>30円</u>											
		<u>外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>		<u>40円</u>											
		<u>外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>		<u>60円</u>											
		<u>外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>		<u>77円</u>											
		<u>外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>		<u>140円</u>											
		<u>外径0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>		<u>203円</u>											
		<u>外径1メートル以上のもの</u>		<u>399円</u>											
		<u>郵便差出箱及び信書便差出箱</u>						<u>1個につき1年</u>	<u>400円</u>	<u>郵便差出箱及び信書便差出箱</u>			<u>1個につき1年</u>	<u>240円</u>	

現 行 条 例				改 正 条 例			
<u>露店その他これに類するもの</u>	<u>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>10円</u>	<u>露店その他これに類するもの</u>	<u>祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>8円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>100円</u>		<u>その他のもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>76円</u>
<u>集会、展示会、興行等</u>	<u>行為のための占有</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>10円</u>	<u>集会、展示会、興行等</u>	<u>行為のための占有</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>8円</u>
	<u>仮設工作物</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>100円</u>		<u>仮設工作物</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>76円</u>
<u>標識</u>		<u>1本につき1年</u>	<u>760円</u>	<u>標識</u>		<u>1本につき1年</u>	<u>450円</u>
<u>工事用施設及び工事用材料置場</u>		<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>100円</u>	<u>工事用施設及び工事用材料置場</u>		<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>76円</u>
<u>その他の行為又は工作物及び施設</u>		<u>その都度町長が定める。</u>		<u>その他の行為又は工作物及び施設</u>		<u>その都度町長が定める。</u>	
備考 1～5 略 6 1件の使用許可に係る <u>各年度</u> ごとの使用料の額が100円に満たない場合は、使用料の額を100円とする。				備考 1～5 略 6 1件の使用許可に係る <u>年度</u> ごとの使用料の額が100円に満たない場合は、使用料の額を100円とする。			
別表第4 略				別表第4 略			